

特集

**ハンセン病に係る偏見・差別
の解消に向けた取組**

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる感染症であるが、「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気である。仮に感染したとしても発病することは極めてまれであり、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもない。しかし、かつて我が国で採られた施設入所政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれのない偏見や差別の対象となってきた。

平成10年、国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が療養所の入所者らにより提起され、平成13年5月11日、熊本地方裁判所において国の責任を認める判決が出された。この判決に対し、政府は控訴を行わないこととし、同月25日付けで「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」を公表した。この談話においては、我が国においてかつて採られたハンセン病患者に対する施設入所政策が、多くの患者の人権に対する大きな制限、制約となったこと、また、一般社会において極めて厳しい偏見、差別が存在してきたことに対し、政府としての深い反省とお詫びが示されるとともに、全国のハンセン病患者・元患者全員を対象とした新たな補償を立法措置により講じること、名誉回復及び福祉増進のために可能な限りの措置を講ずること、ハンセン病患者・元患者の抱えている様々な問題について話し合い、問題の解決を図るための患者・元患者と厚生労働省との間の協議の場を設けることなどが示された。

この判決以後、政府では、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」(平成13年法律第63号)に基づく補償やハンセン病に関する正しい知識の普及啓発、平成20年6月に議員立法により成立した「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(平成20年法律第18号。平成21年4月施行)に基づく施策に取り組んできたが、偏見や差別の根絶には至らず、平成28年、患者・元患者の家族は、国に対し、隔離政策による偏見や差別の被害等に対する損害賠償を求め、熊本地方裁判所にハンセン病家族国家賠償請求訴訟を提起した。

政府は、令和元年6月28日に熊本地方裁判所が示した判決に対し、控訴を行わないこととし、同年7月12日、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」(同日閣議決定。以下「令和元年総理談話」という。)を公表した。令和元年総理談話においては、我が国においてかつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在し、患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに対し、政府としての深い反省とお詫びが示されるとともに、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずること、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示された。令和元年7月24日には、安倍内閣総理大臣がハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告団等と面会し、政府を代表してお詫びを申し上げるとともに、当事者の方々から直接話を伺い、差別や偏見の根絶に向けて、

政府一丸となって全力で取り組んでいく決意を述べた。

このような経緯を受け、令和元年11月15日には、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第55号）が成立し、同11月22日に公布・施行された。同法においても、その前文で、国会及び政府としての反省とお詫びが示されるとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意が示されている。加えて、同日、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第56号）が公布・施行され、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律における名誉の回復等の諸規定に、ハンセン病の患者であった者等の「家族」が対象として追加されるなどしている。

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話

令和元年7月12日

閣議決定

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

この問題について、私は、内閣総理大臣として、どのように責任を果たしていくべきか、どのような対応をとっていくべきか、真剣に検討を進めてまいりました。ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。私も、家族の皆様と直接お会いしてこの気持ちをお伝えしたいと考えています。

今回の判決では、いくつかの重大な法律上の問題点がありますが、これまで幾多の苦痛と苦難を経験された家族の方々の御労苦をこれ以上長引かせるわけにはいきません。できる限り早期に解決を図るため、政府としては、本判決の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を発表し、本判決についての控訴は行わないこととしました。その上で、確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、

このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）

（前文）

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

令和元年度の主な取組は、以下のとおりである。

(1) **ハンセン病患者・元患者とその家族に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための人権教育・啓発活動**

ア 厚生労働省では、令和元年総理談話を受けて、令和元年7月24日、根本厚生労働大臣（当時）がハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告団等と面会し、その苦痛や苦難に対してお詫びを申し上げるとともに、当事者の方々から直接話を伺った。令和2年3月には、全国の主な新聞に、ハンセン病元患者家族に対する謝罪広告を掲載した。



原告団等と根本厚生労働大臣（当時）との面会

ハンセン病元患者家族の方々へ心からお詫び申し上げます。 令和2年3月日

国のハンセン病元患者の方々に対する隔離政策により、元患者の方々だけでなく、ご家族の皆さまに対しても、社会からとても厳しい偏見や差別がありました。この歴史たる事実を受け止め、ご家族の皆さまが長年にわたり強いいられた多大の苦痛や苦難に対し、政府として深く反省し、心からお詫び申し上げます。

ご家族の皆さまの深い心の傷を少しでも癒やし、平穏な生活を送っていただくためにも、その精神的苦痛をやわらげ、また、名譽の回復等に努めていく決意です。このため、ハンセン病に対する偏見や差別を根絶し、また、望んでいた家族関係を築けなかったご家族の方々との関係回復に向けて、政府一丸となって取り組んでまいります。

これからは、政府として、元患者やご家族の皆さまの声を聴き、寄り添った支援を進めます。国民の皆さま、また、各自治体におかれましては、元患者やご家族が置かれてきた立場を正しく理解いただき、地域の中で安心して暮らしていくことができるよう切に願っています。

厚生労働大臣 加藤勝信

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話 令和元年7月12日

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をした患者・元患者の家族の苦痛や苦しみを思い、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

この問題について、私は、内閣総理大臣として、どのように責任を果たしていくべきか、どのような対応をとっていくべきか、真実に検討を進めてまいりました。ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の苦痛のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは歴然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられた苦痛や苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。私も、家族の皆様と直接お会いしてこの気持ちを伝えたいと考えています。

今回の判決では、いくつかの重大な法律上の問題点がありますが、これまで多くの苦痛や苦難を経験された家族の方々の御苦労をこれ以上長引かせるわけにはいきません。できる限り早期に解決を図るため、政府としては、本判決の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を発表し、本判決についての控訴は行わないこととしました。その上で、確定判決に基づき賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加に関わらず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組めます。

家族の苦痛の声を聞きながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

ハンセン病元患者等家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）前文

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛や苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保護、福祉の増進及び名譽の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかしながら、ハンセン病元患者等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難となる等長年にわたり多大の苦痛や苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、ハンセン病元患者等家族等に対する「われのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにすることである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者等家族等の悲しい心の傷の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病元患者等家族がこれまで経験した精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者等家族等の名譽の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

ハンセン病元患者家族の方々に対する補償制度が創設されています。詳細は、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）をご覧ください。
※この文は、ハンセン病元患者等の名譽回復、ハンセン病に係る偏見差別の解消等を目的として掲載されるものです。

ハンセン病元患者家族に対する謝罪広告

また、令和元年10月2日及び令和2年1月16日には、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化等に向けて検討を進めるため、法務省及び文部科学省と共に、原告団等との「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議」を開催した。この協議において、橋本厚生労働副大臣がお詫びと反省を申し上げるとともに、偏見差別の解消に向けた決意を述べた。今後も、元患者やその家族との協議を踏まえ、法務省、文部科学省と連携しながら、ハンセン病に対する偏見差別の解消に向けて取り組んでいくこととしている。

このほかにも、厚生労働省では、ハンセン病に対する正しい知識の普及のため、様々な普及啓発活動を行っている。平成21年度から、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名譽回復及び追悼の日」と定め、令和元年度においては6月21日に同省の主権により、

法務省，文部科学省等の関係機関の出席を得て，追悼，慰霊及び名誉回復の行事を実施した。



らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑

碑文
「ハンセン病の患者であった方々などが強いられてきた苦痛と苦難に対し、深く反省し、率直にお詫びするとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げ、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くすことを表明する。

平成23年6月 厚生労働省」



「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典

加えて，令和2年2月9日に，広島県広島市において，法務省等と連携し，ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を目的とした「第19回ハンセン病問題に関するシンポジウム」を開催し，ハンセン病をテーマとしたハンセン病元患者や元患者家族，学生等によるパネルディスカッションや開催地の中学生・高校生らによるプレゼンテーション，演劇などを行った。

さらに，平成14年度から，ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び指導者向け教本「ハンセン病の向こう側」を作成し，全国の中学校，教育委員会等に配布しているところ，令和元年度には，ハンセン病患者・元患者の家族がおかれていた境遇についても理解を深めることができるよう，パンフレットに別紙「ハンセン病療養所の入所者・社会復帰者の家族の人権について考える」を追加した。



ハンセン病問題に関するシンポジウム
(広島会場)



パンフレット「ハンセン病の向こう側」
(資料として、118頁以下に内容を掲載)

イ 文部科学省では、令和元年総理談話を受けて、令和元年9月5日、柴山文部科学大臣（当時）がハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告団等と面会し、当事者の方々から直接話を伺い、その苦痛や苦難に対してお詫びを申し上げるとともに、偏見差別の解消に向けて、ハンセン病の教育に取り組む旨の決意を述べた。

令和元年10月2日には、ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場において、佐々木文部科学大臣政務官が原告団等と面会し、お詫びを申し上げるとともに、関係省庁と連携し、ハンセン病患者・元患者とその家族の方々がおかれていた境遇を踏まえた人権教育活動にしっかりと取り組んでいく旨の決意を述べた。



原告団等と柴山文部科学大臣（当時）との面会

さらには、令和元年総理談話等を踏まえ、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための具体的な検討を行うことを目的として、10月23日に佐々木文部科学大臣政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」（以下「検討チーム」という）を文部科学省内に設置した。検討チームにおいては、日本及び海外の学校における人権教育の取組状況や、初等中等教育、高等教育、社会教育における優れた取組について有識者から意見聴取を行うとともに、国立療養所多磨全生園、国立療養所菊池恵楓園を訪問し、入所者自治会の方々との意見交換の実施、さらには、ハンセン病についての理解増進等を目的とした宮城県内の中学校と国立療養所東北新生園との交流授業の見学などを通じ、今後実施すべき取組について検討を進めている。



佐々木文部科学大臣政務官による菊池恵楓園訪問



宮城県内の中学校と東北新生園との交流授業の様子

また、文部科学省職員に対しても、一人の行政官としてハンセン病問題について認識を深めることを目的とし、ハンセン病家族訴訟原告団副団長の黄光男氏を講師として招き、令和2年1月29日に文部科学省職員向け勉強会を検討チームの取組の一環として開催した。



青山大臣政務官



佐々木大臣政務官

佐々木政務官、青山政務官ら63名が出席
文部科学省職員勉強会「ハンセン病って知ってますか？」

文部科学省職員向け勉強会「ハンセン病って知ってますか？」が1月29日、同省試写室で開かれ、佐々木政務官、青山政務官、藤原事務次官、浅田総合教育政策局長ら63名が出席した。この勉強会は、佐々木政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」の取組の一環として行われたもので、ハンセン病家族訴訟原告団副団長の黄光男氏が講師を務めた。冒頭、佐々木政務官が「各職員が携わっている業務の如何に関わらず、この問題は重要な人権課題として、一人の行政官としてしっかりと認識を深めるべきとの趣旨で開催させて頂いた。悲劇を二度と繰り返さないために、私たち文科省に何が出来るとか、一人ひとりしっかりと考える機会にしたい」と挨拶。また、青山政務官は「ハンセン病患者、元患者、ご家族が極めて厳しい偏見・差別の中で長い間に渡って大変な苦痛と苦難を強いられてきたことは私も政治家として存じ上げている。文部科学省行政に携わる者としてハンセン病に向き合うべきだという思いで参加させて頂いた」と話した。



講師の黄氏⑤に「原告の方々がお名前、顔を出せるようになるためには、我々は何を乗り越えるべきか」と質問する浅田総合局長(文科省試写室)

黄氏は、中国で流行している新型コロナウイルスの話も絡めつつ「どんな病気の患者であれ、患者としての権利は守られるべき」と語ったほか、家族がハンセン病に罹ったことで入浴拒否や家の消毒を受けた経験を明かし、差別是正を訴えた。

文部科学省職員向け勉強会に関する記事（令和2年2月3日文教ニュース第2583号）

これまで、文部科学省においては、厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」の活用促進や、学校における人権教育の特色ある実践事例の取りまとめなどを行うとともに、各都道府県・指定都市教育委員会等の人権教育担当者が集まる人権教育担当指導主事連絡協議会や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育指導者養成研修等において、各都道府県教育委員会の人権教育担当指導主事や教員等に対し、ハンセン病問題を含む人権教育に関する情報提供や研修を行うほか、国公私立大学の教務担当者等が出席する会議等において、人権教育に関する取組を促してきた。また、社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質向上を図るとともに、国公私立大学の教務担当者等が出席する会議等において、人権教育に関する取組を促してきた。

令和元年度においては、令和元年総理談話等を踏まえ、これらの取組に加え、人権教育担当指導主事連絡協議会においては国立ハンセン病資料館担当者の講演を実施するなど研修内容の充実を図った。また、8月30日に各都道府県教育委員会等へハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について通知し、「ハンセン病の向こう側」の活用を促すとともに、ハンセン病に関する施設・資料等についても周知した。加えて、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律の成立の際にも、法律の趣旨並びにその趣旨を踏まえたハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について、11月25日に各都道府県教育委員会や大学等に通知した。

ウ 法務省では、令和元年総理談話を受けて、令和元年9月6日、山下法務大臣（当時）がハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告団等と面会し、その苦痛や苦難に対してお詫びを申し上げるとともに、当事者の方々から直接話を伺った。

令和元年10月2日には、ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場において、宮崎法務大臣政務官が原告団等と面会し、お詫びを申し上げるとともに、関係省庁と連携し、ハンセン病患者・元患者とその御家族の方々がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動にしっかりと取り組んでいく旨の決意を述べた。

また、併せて、元患者の方々などの思いを直接伺うべく、令和元年12月、宮崎法務大臣政務官が沖縄県の国立療養所沖縄愛楽園及び宮古南静園を訪問し、入所者との意



原告団等と山下法務大臣（当時）の面会

見交換や交流会館の見学等を行った。令和2年1月には、熊本県の国立療養所菊池恵楓園を訪問し、入所者との意見交換や資料館の見学等を行うとともに、日常を共有することが大切であるとの思いから、入所者の自宅を訪問し、懇談などを行った。次いで訪問した鹿児島県の国立療養所星塚敬愛園では、入所者との意見交換に加え、療養所内の放送設備を使い、全入所者に対し、心からのお詫びと今後も元患者やその家族の人権の擁護に努めていく旨を述べた。

今後、ハンセン病患者・元患者とその御家族の方々の思いを真摯に受け止め、人権啓発活動の充実に努めるべく、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況等も見ながら、全療養所を訪問することを計画している。



宮崎法務大臣政務官による沖縄愛楽園訪問



宮崎法務大臣政務官による宮古南静園訪問



宮崎法務大臣政務官による菊池恵楓園訪問



宮崎法務大臣政務官による星塚敬愛園訪問



法務省の人権擁護機関では、これまで、「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施してきたところであるが、令和元年総理談話を受けて、令和元年7月、法務局・地方法務局に対し、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組むよう通達を発出した。

また、「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』」を、8月31日に静岡県静岡市において厚生労働省等と連携して開催し、国立駿河療養所駿河会会長である小鹿美佐雄氏による基調講演、開催地の中学生・高校生・大学生等が参加するパネルディスカッション、ハンセン病をテーマとした映画の上映や主演俳優等によるトークショーを行った。



ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」
(静岡会場)



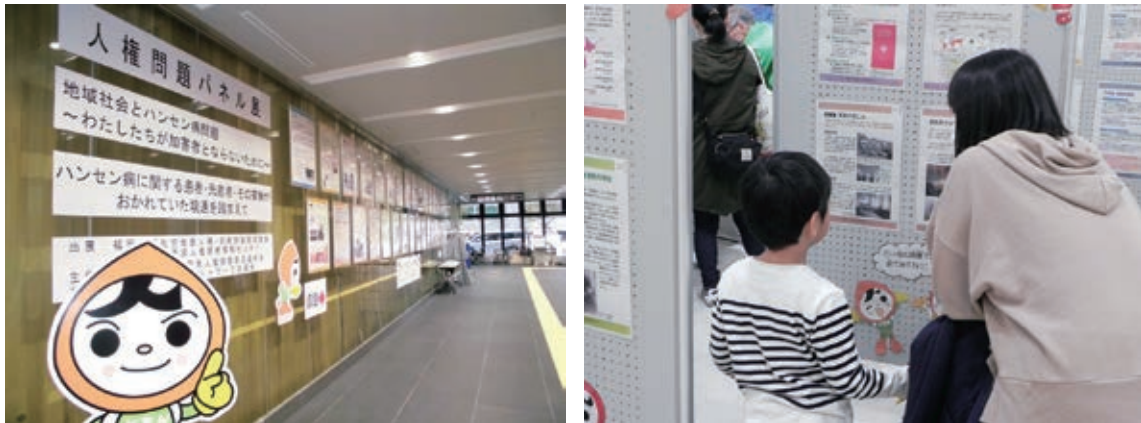
ハンセン病に関する人権シンポジウム
(名古屋会場)

加えて、令和2年2月1日にも、愛知県名古屋市において、ハンセン病に関する人権シンポジウムを厚生労働省・文部科学省等と連携して開催した。同シンポジウムでは、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟原告団副団長の黄光男氏による基調講演・基調報告やパネルディスカッションのほか、令和元年度の全国中学生人権作文コンテスト（10頁参照）中央大会における法務大臣賞の

受賞者から、療養所の語り部との交流を描いた受賞作品（115頁参照）の朗読が行われ、その後のトークショーにおいても、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告らからのメッセージが読み上げられるなどした。これらのシンポジウムの内容については、小学生向け・中高生向けの全国版新聞等に掲載し、ハンセン病元患者やその家族の思いを広く周知した（113・114頁参照）。

さらに、ハンセン病についての正しい理解と、元患者やその家族に対する偏見・差別の解消に向けて、第71回人権週間（9頁参照）の実施に当たり、令和元年総理談話の趣旨を踏まえ、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組む必要があることを明示した上で、関係省庁、都道府県、政令指定都市、法務局・地方法務局その他の関係機関に対して、その旨を周知するとともに、法務省ホームページにも掲載したほか、シンポジウムや人権週間等の機会を捉えて、ハンセン病に関するパネル展を実施したり、テキスト、バナー及び動画によ

るインターネット広告を実施したりした。



福岡法務局庁舎・商業施設でのパネル展

加えて、地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として、指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修（90頁参照）や、法務局・地方法務局の人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員に対する研修において、ハンセン病に関する講義等を行った。

このほか、ハンセン病問題をテーマにした啓発動画「未来への虹－ぼくのおじさんは、ハンセン病」のDVDを増刷し、広く全国の法務局・地方法務局で貸出しを行えるようにしたほか、啓発教材「人権アーカイブ・シリーズ『ハンセン病問題～過去からの証言，未来への提言～』（人権教育・啓発担当者向け・証言集及びビデオ）／『家族で考えるハンセン病』（一般向け・ビデオ）」をYouTube法務省チャンネルで配信している。



啓発ビデオ「未来への虹－ぼくのおじさんは、ハンセン病－」



啓発教材「人権アーカイブ・シリーズ『ハンセン病問題～過去からの証言，未来への提言～』／『家族で考えるハンセン病』



インターネットバナー広告

広告

ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」静岡会場

ハンセン病に関する記事や番組が扱われていた頃を懐かしめた入浴施設「静」

正しく知ることで

偏見や差別のない社会をつくる

ハンセン病とは？

ハンセン病は「らい菌」という菌に感染することで起こる病気。手足の指先の神経が麻痺したり、皮膚が変形したりすることがあった。でも、らい菌の感染方法はとても稀く、感染しても発病することはほとんどない。もし発病しても、いまでは早期発見と適切な治療により、後遺症が残ることなく完治するんだ。



ハンセン病患者・元患者とその家族について考える

7月12日、内閣総理大臣は、ハンセン病患者・元患者だけでなく、その家族の方々に対する厳しい偏見や差別についての談話を公表したよ。そんなハンセン病問題を正しく理解するためのシンポジウムが8月31日に静岡県静岡市で開催され、参加者はハンセン病について思いをめぐらせたよ。

パネルディスカッション 未来に向けて、私たちにできること

パネリスト

- 正しく知り、語り継ぐ**
 - 3年 吉田 安祐美さん (静岡県立静岡高等学校)
 - ハンセン病家族だけで伝えられたのは「偏見や差別はいまも完全には終わっていない」ということなのではないでしょうか。偏見や差別を終わりにするために、ハンセン病を正しく知り、語り継いでいくことが大切だと思います。
- 海人の後輩として伝える**
 - 2年 半田 小梅さん (静岡県立沼津高等学校)
 - 高校の先輩でもある歌入、朝古海人の二生を調べ、ハンセン病患者がどれほどつらい思いをしていたのかが分かりました。海人のこと、ハンセン病のことを後輩たちに伝えていきたいと思っています。
- 駿河療養所の将来を考える**
 - 4年 宮浦 大己さん (静岡大学)
 - 大学で「駿河療養所の将来構想」をテーマに活動してきました。「将来」とはいつなのか、学生と入浴者の間には大きなギャップがありましたが、種別書・提案書を作成したことで、少しでも問題が動き始めたと思っています。

コメンテーター

- 情報を発信し、誤解を解く**
 - 自由民主党駿河支部長 小籠 実佐雄さん
 - 若い方々がハンセン病のことを知らない、後世に伝えようとしている姿を見て少し安心しました。まだまだハンセン病について誤解されていることはたくさんあるので、私自身も様々な情報を発信していきたいと思っています。
- 安心できる環境づくりを**
 - 自由民主党静岡支部長 右井 剛久さん
 - ハンセン病は「奇産の病気」の一つです。家族も安心して暮らせる環境になっていくべきだと考えています。駿河療養所にはふれあいセンターがあり、夏祭りなども開催されているので、ぜひいらして、入浴者と交流してください。
- 自らの決断を問題解決の契機に**
 - フリーアナウンサー 元静岡テレビアナウンサー 萩本 雅子さん
 - 家族問題は「ハンセン病問題が終わっていないかった」ということを改めて気付かせてくれました。今回の機会を受け入れて、それで終わりということではありません。これから本場の解決へのスタートなのだと思います。

コーディネーター

- 若い世代に啓発・教育の機会を**
 - 公益財団法人静岡県福祉センター 理事 坂元 茂樹さん

パネリストの皆さんから「正確な知識を持たないことから偏見・差別が生まれる」と問題意識していただきました。偏見・差別をなくしていくため、啓発や教育の機会をもっと増やしていきたいと考えています。

講演者

ハンセン病の歴史と療養所

静岡県立駿河療養所 所長 小籠 実佐雄さん

「ハンセン病の歴史」と「療養所」について、小籠所長がご自身の経験や知識を基に、ハンセン病の歴史や療養所の役割についてお話しいただきます。

「ハンセン病の歴史」と「療養所」について、小籠所長がご自身の経験や知識を基に、ハンセン病の歴史や療養所の役割についてお話しいただきます。

トークショー

映画をきっかけに思いを馳せて

映画「あん」の上映後、主演の永瀬正敏さんと萩本雅子さんが対談を行いました。永瀬さんは、映画「あん」がきっかけで、ハンセン病に関心を持ち、社会問題として取り上げたいという思いが湧いてきたと話してくださいました。

●このシンポジウムの模様は、静岡県共有サイトYouTubeの「入浴チャンネル」でご覧いただけます。
<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

国立駿河療養所

〒412-8512
静岡県静岡市清水1-1915
https://www.nhiv.go.jp/sokoku/taisei/bunyo/kenkou_jyoukyou/hosen/bunrei/

知っていますか？

「子どもの人権110番」

いじめや体罰などの困りごと、ひとりで悩まないで相談してね。

子どもの人権110番 (電話相談)

☎ 0120-007-110

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810

インターネットでも入浴相談を受け付けています。

「インターネット入浴相談受付窓口」

パソコン・スマートフォン
スマートフォンのみ <https://www.jinken.go.jp>

インターネット入浴相談

外国人のための入浴相談:
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

- 法務省入浴相談ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN>
- 入浴相談ネットワークホームページ <http://www.nmcj.go.jp/jinkenet>
- YouTube 入浴相談チャンネル <http://www.youtube.com/NOJchannel>
- YouTube 入浴チャンネル <http://www.youtube.com/jinkenchannel>
- 入浴ライブ러리 <http://www.jinken-library.jp>

【ビデオ】入浴アーカイブシリーズ

分かりやすくまとめた映像で、ハンセン病をきちんと知ろう

「ハンセン病問題」へのあからの証言、未来への展望。

ハンセン病問題の歴史的な経緯や時代ごとの社会背景、病者の生活などについて、関係者の証言や解説をもとに分かりやすくまとめた映像です。

収録は295分 ▶ <https://youtu.be/4R0Cm14cI>

「家族で考えるハンセン病」

中学1年生の主人公が父と祖母と暮らすなどして、ハンセン病問題や入浴の大切さについて理解していくドラマ作品。実際のハンセン病元患者も出演。

収録は29分 ▶ <https://youtu.be/4R0Cm14cI>

法務省人権推進局・全国人権擁護委員連合会

ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」(静岡会場) (読売KODOMO新聞)





ハンセン病に関するシンポジウム

ハンセン病に関する 患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動



黄光男
ハンセン病差別撤廃推進全国連絡会
代表理事
黄光男 氏

思いよびかけ
ハンセン病者や元患者やその家族がこれまで生きてきた中で、差別と偏見に苦しんで来た。差別撤廃の推進は、一人ひとりの生活に寄り添った活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。



藤田 靖之
ハンセン病者や元患者やその家族がこれまで生きてきた中で、差別と偏見に苦しんで来た。差別撤廃の推進は、一人ひとりの生活に寄り添った活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。



藤原 真子
ハンセン病者や元患者やその家族がこれまで生きてきた中で、差別と偏見に苦しんで来た。差別撤廃の推進は、一人ひとりの生活に寄り添った活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。



坂元 茂樹
ハンセン病者や元患者やその家族がこれまで生きてきた中で、差別と偏見に苦しんで来た。差別撤廃の推進は、一人ひとりの生活に寄り添った活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。



赤松 真二
ハンセン病者や元患者やその家族がこれまで生きてきた中で、差別と偏見に苦しんで来た。差別撤廃の推進は、一人ひとりの生活に寄り添った活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。



藤原 真子
ハンセン病者や元患者やその家族がこれまで生きてきた中で、差別と偏見に苦しんで来た。差別撤廃の推進は、一人ひとりの生活に寄り添った活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。



※「ハンセン病者や元患者やその家族がこれまで生きてきた中で、差別と偏見に苦しんで来た。差別撤廃の推進は、一人ひとりの生活に寄り添った活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。ハンセン病者や元患者やその家族の声を聞き、偏見を減らす活動が必要だ。」

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00206.html



ひとりで悩まずに相談を!
いじめや体罰などの困りごと、ひとりで悩まないで相談してください。

【人権相談窓口の案内】
子どもの人権 110番 (通話料無料)
0120-007-110
みんなの人権 110番
0570-003-110
女性の人権ホットライン
0570-070-810



【インターネット人権相談受付窓口】
インターネット人権相談 検索
http://www.jinken.go.jp

外国人のための人権相談:
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html

● 法務省人権擁護局ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN>
● 人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ <http://www.moj.go.jp/jinkenet>
● YouTube 法務省チャンネル <https://www.youtube.com/MOJchannel>
● YouTube 人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>
● 人権ライブラリー <http://www.jinken-library.jp>

京都コンgres
(第14回国連犯罪防止刑事司法会議)
サイドイベント開催

犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議が京都で開催されます。そのサイドイベントにおいて、ハンセン病問題への取組や、法務省の人権啓発活動の紹介をします。

日時 **令和2年4月23日(木)**
10:30~11:30 ※定

主催 法務省
共催 ハンセン病と人権
国際化推進委員会
法務省人権擁護局
法務省人権啓発課
法務省人権啓発課
法務省人権啓発課

会場 **国立京都国際会館 (IF-C1)** ※定
〒600-8501 京都府京都市東山区大倉町422
<https://www.kokyo.or.jp>

申込サイト <http://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRES2020/>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

ハンセン病に関するシンポジウム (名古屋会場) (毎日新聞)

第39回全国中学生人権作文コンテスト 法務大臣賞

星塚のじいさん

宮崎県 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 3年
藤原 凜華 (ふじわら りんか)



「星塚のじいさんと言ってくれ」かつて、「私にさわらない方がいい」と言って握手を拒んだあなたがそう言ってくれた時、本当にうれしかった。あの時私たちは本当の家族になれたのだ。

私には、キティちゃんと阪神タイガースが好きなどってもおちゃめなおじいちゃんがいる。彼とは血のつながりはないけれど、それ以上の絆を感じられるすてきな人だ。私は、おじいちゃんに年一回会えるのをいつも楽しみにしている。そのおじいちゃんが暮らしているのは、鹿児島県にある国立療養所星塚敬愛園。そう、おじいちゃんは、国の非道な政策によって家族も故郷も自由に選ぶ人生もすべてうばわれた元ハンセン病患者である。

ハンセン病とは、らい菌に感染することで起きる病気だ。感染力はとても弱く、現代の日本で感染し発病することはほとんどない。しかし、有効な治療法や薬がなかった時代には、顔や手足が変形するというような外見に症状が表われてしまうことから忌避されてきた。また、感染を防止するには患者を隔離する以外にないとも考えられていた。日本では、一九三一年の癩予防法によってハンセン病患者をハンセン病療養所に強制的に入所させ一生に渡って世間から隔離する政策を行っていた。それだけでなく子どもを持たせなくさせたり、患者の出た家を消毒したり、無らい県運動を進めるなどしてハンセン病は恐ろしい不治の病という誤った認識を国民に植え付けた。この政策のために、治療薬ができ、ハンセン病が治る病気だとわかった後も、ハンセン病患者やその家族は極端な偏見と激しい差別に苦しむことになった。しかもこの政策が終ったのは一九九六年。そんなに古い話ではないのだ。かく言う私もおじいちゃんに出会うまで何も知らない人間だった。

私がハンセン病について知ったのは、今から五年前、宮崎県主催の「ふれあいハンセン病療養所訪問事業」に参加した時だ。鹿児島県にある国立療養所を訪問し、ハンセン病について正しく知ろうというプログラムだ。園での全体説明のあと、語り部として私たち家族の担当になったのがおじいちゃんだった。彼を見た時、正直私は言葉が出なかった。なぜかという彼は義眼をはめていて、手は爛れ、指がなかったのだ。それだけでなく、ちょっと怒っているような、話しかけにくい雰囲気ももっていたのでますます何を話していいのかわからなくなった。でも、帰るまぎわ、せめて仲良く

なりたい気持ちをこめて握手を求めた。しかし、そんな私に彼は「私にさわらない方がいい」と言って、パッと反射的に手をひっこめたのだ。私はその時、なぜ？と複雑で切ない気持ちになった。彼はもうすでに病気は治っている。なのになぜ、と。しかし、少し考えて、彼をそうさせたのは、これまで受けてきたすさまじい差別や偏見によって深く傷つき、その心の傷が行動に表われてしまうものだったと思った。

私たち家族は、彼の心の傷を知り、彼という人の人生について知りたいと思い、今度は元ハンセン病患者のだれかではなく個人をたずねることにした。二度目にお会いした時は、過去の歴史を聞くのはもちろん、一緒に歌をうたったり、散策をしたりして打ちとけた時間を過ごすことができた。

それから私たち家族は、毎年おじいちゃんの所をたずねている。まるでお正月におじいちゃんおばあちゃんの待つ故郷に帰るように。

おじいちゃんはずっと誰かとコミュニケーションをとることが苦手な方で写真に写ることも嫌っていた。でも、私たち家族と交流するうちに少しずつ心を開いてくれた。今では、手紙や電話でやりとりしたりもするし、一緒に写真に写ってもくれる。その写真をかざってもくれる。また、私の中学受験のときには誰よりも合格を祈ってくれた。だから、おじいちゃんから「星塚のじいちゃんと言ってくれ」と言われた時は、私たちを実の子や孫のように思ってくれていることや安心して手をにぎってもいい相手として信頼してくれたのだと思えたのでうれしくてたまらなかった。

これまでのあまりに過酷な経験が彼につけた心の傷は消えることはないでしょう。失った時間や家族をとり戻すことはできないけれど、私たちと新しい時間を重ねることで、おじいちゃんの人生が少しでも笑って過ごせる時間になるようにしていきたいと思う。それは私たち家族にとってもかけがえのないすてきな時間になるでしょう。おじいちゃんが私にくれた喜びを私も家族もそれ以上の喜びにしておじいちゃんにこれからも返していきたい。

おじいちゃん、あなたに会えて本当によかった。

(2) 国連における取組

我が国は、ハンセン病患者・元患者とその家族等に対する偏見・差別の解消に向けて、国際社会において主導的な役割を果たしてきている。具体的には、平成20年、平成21年、平成22年及び平成27年の、国連人権理事会において、また、平成22年の国連総会において、ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見・差別をなくすための決議（ハンセン病差別撤廃決議）案を主提案国として提出し、いずれも全会一致で採択された。これら決議のフォローアップとして、平成29年6月、我が国は、国連人権理事会にブラジル、エチオピア、フィジー、モロッコとハンセン病差別撤廃決議案を共同提出し、全会一致で採択された。同決議においては、共同提案国は50か国に達した。この決議は、全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため、人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者を3年間の任期で任命することを決定し、また、国連人権高等弁務官及び同特別報告者に対してハンセン病差別に関するセミナーの実施を奨励している。この決議を受けて、平成29年9月、人権理事会において、ポルトガル出身のアリス・クルス（Alice Cruz）氏がハンセン病差別撤廃に関する特別報告者に任命された。令和2年2月、クルス氏は同特別報告者として初めて訪日し、政府関係者を始めとする関係者と意見交換するとともにハンセン病療養所等を訪問した。

(3) ハンセン病患者・元患者とその家族の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、ハンセン病患者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
HIV感染者・ハンセン病患者に対する差別待遇	5	2	2	1	4

（法務省人権擁護局の資料による）

資料

ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」



ハンセン病の向^むこ^こう^がわ^わ側

長い間、偏^{へん}見^{けん}や差^さ別^{べつ}に苦しんでいる人たちがいる。

ハンセン病問題は、決して特別な問題じゃない。

それは、私^{すがた}たちの姿^{かたち}を映^かし出^だす鏡^{かがみ}だと思う。

この問題を、どうやって乗り越えていけばいいのだろう。

ハンセン病の悲しい歴史



みんなハンセン病を知ってる？

私は最近まで知らなかったんだ。

話を聞いて、かなりショックを受けた。

ハンセン病って、どんな病気知ってる？

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病することもほぼありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあり、皮膚にさまざまな病的な変化が起こったりします。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年(1873年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。



早く見つけて適切な治療をすれば
治る病気なんだよ

ハンセン病は感染症だけど
とてもうつりにくい病気なんだって

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。末梢神経の麻痺などの症状が出る(発病)かどうかは個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはほぼありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

(日本人新規患者数:2016年0人、2017年1人、2018年0人)

昭和18年(1943年)、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、さまざまな薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせて服用する治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっていきます。

どうしてもっと優しくできなかったんだろう？

強制的に患者を隔離してしまうなんて……

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。当初は、家を出て各地を放浪する患者が施設に収容されましたが、やがて自宅で療養する患者も収容されるようになりました。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。そのうち近所に知られるようになり、家族も偏見や差別の対象にされることがあったため、患者は自ら療養所に行くより仕方ない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもとで、昭和6年(1931年)にすべての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立し、療養所の増床が行われ、各地にも新しく療養所が建設されて行きました。また、各県では「無癩県運動」という名のもとに、患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた場所に作られた療養所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長していったのです。



患者の収容には警察官が立ち会った

ハンセン病問題の歩み

- **中世～近世**
体の一部が変形したりする外観の特徴などから偏見や差別の対象にされることがあった。
- **明治後期(1900年代)～昭和前期(1940年代)**
患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくする「ハンセン病絶滅政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。
- **昭和前期(1940年代)～平成8年(1996年)**
有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。
- **平成8年(1996年)～**
「らい予防法」(「癩予防法」を昭和28年(1953年)に改正)が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。

学習のポイント

POINT1

ハンセン病は、「らい菌」による感染症
「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ

POINT2

現在は治療法が確立され
早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができる

POINT3

ハンセン病患者は、いつの時代も偏見や差別の対象にされてきた
国や社会が患者に対してどのように接してきたかを振り返る

ハンセン病と人権について考える



治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になったよね。
 そして国は療養所の入所者・社会復帰者におわびし、政策を改めた。
 それなのに、どうして偏見や差別がなくなるの难道う？

みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病は治る病気になったのに
 どうして療養所に収容されたままだったの？

ハンセン病患者の隔離政策は、「癩予防法」という法律のもとで進められました。昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつぐ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出ることが出来なかったのです。昭和21年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのです。昭和30年前後から徐々に規制が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちも出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では頼る人はなく、救いの手を差し伸べる人も、受け皿もなかったのです。そのような状況の中で、生活苦で体を壊したり、病気を再発させたりして、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。



治療薬「プロミン」の注射

ハンセン病の隔離政策が終わったのは
 つい最近のことなんだって

「らい予防法」は平成8年(1996年)によりやく廃止されました。平成10年(1998年)には入所者らによって熊本地裁に国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年(2001年)、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。その後、国は入所者たちにおわびし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組んでいます。

熊本地裁判決の日に
 原告が勝訴の感動を綴った詩

太陽は輝いた
 90年、長い長い暗闇の中
 一筋の光が走った
 鮮烈となって
 硬い巖を砕き
 光が走った
 私はずつむかないでいい
 みんなと光の中を
 胸を張って歩ける
 もう私はずつむかないでいい
 太陽は輝いた



熊本地裁での勝訴発表(写真提供:共同通信社)

熊本裁判に勝訴したから ハンセン病問題は解決したと思っていた

それなのに入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別は今でも根強く残っている

熊本地裁の判決に対し、国は控訴^{*}断念を決めるとともに、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病問題の早期解決に取り組む決意を表明しました。しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル宿泊拒否事件¹が起きるなど、残念ながら入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所することができないという人もいます。



控訴断念するか否かの最終判断をする直前に、ハンセン病訴訟原告代表と面談する小泉内閣総理大臣(当時)(写真提供:共同通信社)

療養所を出られるようになっても故郷に帰れず、肉親と再会できない人もいます

高齢や後遺症、周囲の偏見などを乗り越えて、療養所を退所して社会復帰した人もいますが、その数は決して多いとはいえません。療養所に入所したときに、家族に迷惑が及ぶことを心配して本名や戸籍を捨てた人もいたため、現在も故郷に帰ることなく、肉親との再会が果たせない人もいます。療養所で亡くなった人の遺骨の多くが実家のお墓に入れず、各療養所内の納骨堂に納められています。



皇塚敬愛園の納骨堂

- 親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない――。
- 実名を名乗ることができない――。
- 結婚しても子供を生むことが許されない――。
- 一生療養所から出て暮らすことができない――。
- 死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない――。

こうした生活をハンセン病患者は長い間強いられてきました。あなたは想像できますか？



学習のポイント

POINT1

ハンセン病に対する偏見や差別をなくすためにハンセン病について正しい知識を持つ

POINT2

ハンセン病問題を風化させてはならない
ハンセン病問題を解決するカギは、君たちが握っている

POINT3

ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である
問題解決のために私たちに何ができるか考えてみよう

¹ 裁判の判決に不満がある場合、上級の裁判所に再審理を請求すること。

ハンセン病問題から学ぶべきこと



もし自分や家族が患者だったらどう思う？

ハンセン病に対する偏見や差別は、
私たちの内にある問題なのかもしれない。

二度と同じ過ちを繰り返さないために 私たちはどうすればいいんだろう？

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのはどんな人たちだと思いますか。「らい予防法」による国の誤った隔離政策が廃止され、20年が経った今も、ハンセン病に対する偏見や差別が残っていると多くの入所者や社会復帰者が感じています。今の社会の中にも、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、家柄などによる偏見や差別があるように、私たちの心の中に、自分とは違う一面を持

つ人を差別する気持ちが入り込んでくることがあります。そうした偏見や差別を解決していくためには、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。この授業をきっかけに、ハンセン病について正しい知識と理解を持つとともに、偏見や差別をなくすにはどうすればいいのか、人権が尊重される社会を実現するにはどうすればいいのか、そして自分たちに何ができるのかを考えてみましょう。

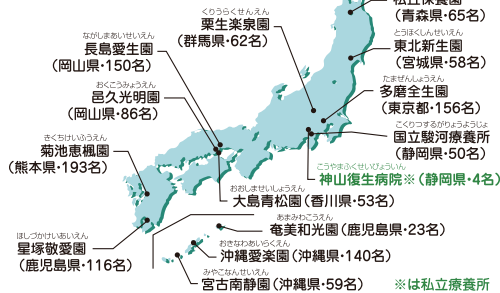
ハンセン病療養所 全国配置図

(令和元年5月1日現在)

入所者総数(14カ所) 1,211名

●国立療養所(13カ所) 1,207名

●私立療養所(1カ所) 4名



現在、日本には国立・私立をあわせて14カ所のハンセン病療養所があります。設置当初は隔離が目的であったため、その多くは交通の不便なところにあります。

人間回復の橋

〈岡山県・邑久長島大橋〉

長島と対岸の虫明を結ぶ邑久長島大橋は、1988年(昭和63年)に開通しました。隔離する必要のない証、人間回復の証として架橋され、現在は民間バスも乗り入れ、入所者も自由に島外に出かけられるようになっています。



人間回復の橋と呼ばれる邑久長島大橋

「偏見と差別が残るままでは見過ごせない 若い人に話をする機会を大事にしている」

…12歳で発病した
元患者



※本名ではない名前

私は12歳で発病し、故郷の愛知県から父親に連れられて療養所に入りました。すぐに本名を俗名※に変えることを勧められました。私の実家は真っ白になるまで消毒され、村八分のように引越せざるをえなかったと後で聞きました。いずれ日本に「ハンセン病の元患者」はいなくなります。しかし、偏見と差別が残るまま、我々の人権が侵されたままでは見過ごせない。そういう思いから、私たちが置かれた境遇を若い人たちに話す機会を大事にしています。つらい病気を経験する人はどの時代にもいます。でも、国の政策や法律によって悲惨な思いをするのは、私たちを最後にしてほしいのです。

「「療養所」の実態」

…元ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長 故・研 雄二さん

国はハンセン病患者に対し、強制隔離しただけではありません。収容した療養所では、重症者の看護、眼や手足の不自由な人の介護、そして食事運搬や土工・木工、さらには亡くなった療友の火葬までも、入所者に強制的にやらせたのです。また、療養所内での結婚の条件として子供が産めない手術を強制されたりしました。さらに、こうした措置に不満をもらせば、次々と療養所内の監禁所に入れられました。栗生楽泉園には全国のハンセン病患者を対象とした「特別病室」という名の重監房があり、零下20度にもなる極寒の環境下で食事もろくに与えられず、たくさんの方が亡くなったのです。



「夢見る故郷の空」

…ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会事務局長 堅山 勲さん



中学校二年生13歳の時、体に発疹が現れ、まもなく校長先生から「きみは学校へ来なくていいよ」と言われました。そして何がなんだか分からないうちに、星塚敬愛園に入所させられ、園に着いたその日に強制的に偽名を名のられました。はじめて外出許可をもらい故郷の父に会いに帰りましたが、そこに待っていたのは「もう二度と帰ってきてくれるな。兄や姉たちにも迷惑がかかるといけないから」との父のことばでした。父にそう言わせたのは「らい予防法」があったからです。それは私から家族を、友達をそして故郷を、さらには教育を奪いました。以来私は帰郷をあきらめ夢の中でしか故郷へは帰れなくなりました。父が亡くなったのも知らされず、知ったのは亡くなってから満6年後のことでした。

「生徒のみなさんに今後を託して」

…元全国ハンセン病療養所入所者協議会会長 故・神 美知宏さん

ハンセン病患者は、一人残らず強制隔離し病を根絶するという「らい予防法」と国の誤った政策は、未曾有の人権侵害を発生させ、今日までに療養所内で2万5000人が被害者として亡くなりました。私たちは、自由と人権と、人間としての尊厳を回復するために、1951年、全入所者によって組織を結成し運動を続けています。しかし、目的達成はまだ遠く、ふる里の墓参にも帰ることができない日々が続いています。社会の差別がそれを阻んでいるからです。私たちは高齢になり運動も限界にきています。生徒のみなさんに今後を託したいと強く念じています。



～パンフレット「ハンセン病の向こう側」別紙～

ハンセン病療養所の 入所者・社会復帰者の家族の人権について考える

大切な家族がハンセン病と診断され、療養所に収容された後、残された入所者・社会復帰者の家族はどんな人生を送ったのだろうか？

国によるハンセン病患者の隔離政策によって、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病療養所入所者・社会復帰者の家族もまた、社会からのいわれのない偏見や差別の対象となりました。入所者・社会復帰者の家族に対する偏見・差別の目は、学校という集団生活の場においては、より

いっそう過酷なものでした。熊本にあるハンセン病療養所に付属する保育所「龍田寮」に通う子どもたちが、地元の小学校の1年生として入学しようとする、PTAから入学反対運動が起き、登校拒否運動にまで発展しました（龍田寮事件（1954年））。

入所者・社会復帰者の家族に対する
偏見や差別の問題は、つい最近まで
その重大性が認識されてこなかったんだ

入所者・社会復帰者の家族としての
苦悩を隠さず話せるようになるために、
自分に何ができるか考えてみよう

平成28年（2016年）、療養所入所者・社会復帰者の家族561名が、熊本地裁に対し、隔離政策により、ハンセン病患者だけでなく、その家族も偏見や差別の対象とされたとして損害賠償を求める裁判を起こしました。令和元年（2019年）、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国は、この問題をできる限り早期に解決するため、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。その後、国は、入所者・社会復帰者の家族に謝罪するとともに、入所者・社会復帰者の家族に対する補償を行う法律を作り、家族の名誉回復や入所者・社会復帰者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発の強化に取り組むことを約束しました。

国はこれまでもハンセン病問題の啓発活動に取り組んできましたが、熊本地裁に対して訴えを起こした時に本名を公表することができた原告はほんの数人で、500名以上の原告は匿名で裁判を起こしました。熊本地裁判決後も、入所者・社会復帰者である家族がいることを周囲に打ち明けることができる人は多くありません。家族の存在や病歴を隠すことで何とか手にした平穏な暮らしが、家族の存在や病歴を明らかにすることによって、また脅かされるかもしれない。入所者・社会復帰者の家族は今もなお、社会に残る偏見や差別をおそれて生きています。入所者・社会復帰者の家族がこれまで経験した苦悩を隠さず話せるようになるために、自分たちに何ができるのかを考えてみましょう。

～ ハンセン病療養所入所者・社会復帰者の家族の声 ～



「いつも、一人ぼっちでした。」

原田 信子 さん

私が7歳の時、父がハンセン病療養所に強制収容され、母も父に付き添って家を出て行きました。一人家に残っていた私の目の前で、雪が降ったかのように真っ白になるまで自宅を消毒されました。その光景は脳裏に焼き付いて、トラウマのように今も忘れられません。その日から、生活はガラリと変わりました。近所の人からは白い目で見られるようになり、学校でも仲間はずれにされました。掃除の時も、同じバケツで雑巾を洗わせてもらえず、「おまえが触るとうつる。」と言われ、雑巾を投げられました。いつも、一人ぼっちでした。私は、母を早く楽にしてあげたい一心で17歳の時に結婚しました。しかし、夫は、「あんな病気の親からもらってやったのに。」と言って、お酒を飲んでひどい暴力をふるうようになりました。私は、「こんなに辛い目にあうのは父のせいだ。」と、父を恨みました。父は、平成13年、ハンセン病療養所で亡くなりました。父とは、最後まで、親子らしい関係を作ることはできませんでした。



「母との20センチの壁」

奥 晴海 さん

4歳の時、私はハンセン病患者であった両親から引き離され、療養所の付属保育所である「龍田寮」に入れられました。小学校2年生の夏には、「龍田寮事件」によって保育所が閉鎖され、親戚の家に預けられました。学校の長い休みの度、険しい山道をたどってハンセン病療養所に忍び込み、母の部屋で何日も過ごしました。しかしそれは、母が恋しかったからではなく、そこに行けば食べ物があってひもい思いをしなくて済んだからでした。保育所で母が恐い病気だと教え込まれていた私は、母との間に必ず20センチの壁を作りました。一緒に布団に寝ていても、体を強ばらせて20センチ以上の距離を保っていたのです。母は、らい予防法が廃止された平成8年6月28日に亡くなりました。最後の2か月は奄美和光園に泊まり込んで母を看取りましたが、最後の最後まで母の身体を優しくなでたりさすったりしてやることさえできませんでした。



「何が正しいか、自分で考えて。」

黄光男 さん

私が1歳の時、母がハンセン病を発病しました。ハンセン病療養所への入所について母を説得するため、自治体の職員が頻繁に自宅に来ていたのを覚えています。当初、母は入所を拒んでいましたが、通っていた銭湯から入浴を拒否されたことや自治体の職員から家を消毒されたことをきっかけに、療養所へ入所しました。私は、母が療養所に入所した日に、育児院へ預けられ、両親の愛情を受けられずに育ちました。1歳の私を手離す時、母は泣き叫んだそうです。私のように、親や子ども、きょうだいと引き離された家族が沢山います。国は、この隔離政策とこれを認めたらいい予防法を継続し、入所者・社会復帰者やその家族に苦痛や苦難を与え続けたことを謝罪しました。国の政策が常に正しいとは限らないのです。何が正しいかを国民一人一人が自分で考えて行動することが大切だと思います。

「ハンセン病の向こう側」 別紙発行日／令和2年3月 発行／厚生労働省

…… ハンセン病をもっと知ろう ……

国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料が数多く展示されています。ハンセン病に関する約30,000冊の図書を収蔵した図書閲覧室もあります。

〒189-0002
東京都東村山市青葉町4-1-13
電話 042-396-2909
URL <http://www.hansen-dis.jp/>



昔の療養所の暮らしが再現されています

重監房資料館

かつてハンセン病患者の懲罰施設として使われた「特別病室」は、通称「重監房」と呼ばれています。

今は建物の基礎しか残っていませんが、わずかに残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示しています。

また、ガイダンス映像や証言ビデオなどの映像が見られるほか、歴史パネルや実物資料を展示したコーナーなどがあります。



縮尺1/20の模型(手前)と寸大で部分再現された重監房

〒377-1711
群馬県吾妻郡草津町草津白根464-1533
電話 0279-88-1550
URL <http://sjpm.hansen-dis.jp/>

国立感染症研究所ハンセン病研究センター

ハンセン病の基礎研究・臨床研究のほか、ハンセン病の診断や鑑別診断、経過観察などを行っています。また、市民公開講座や医療関係の学生や職員対象のハンセン病医学夏期大学講座などを開催して、ハンセン病に関する啓発活動も行っています。

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-2-1 電話 042-391-8211(代表)
URL <http://www0.nih.go.jp/niid/lrc/>

ウェブサイト

厚生労働省

厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>

法務省「ハンセン病への偏見や差別をなくしましょう」

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken80.html>

国立ハンセン病療養所(各療養所にリンクしています)

http://www1.mhlw.go.jp/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html

国立感染症研究所感染症疫学センター「ハンセン病」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ha/leprosy.html>

日井連法務研究財団(ハンセン病事実検証調査事業)

<http://www.jlf.or.jp/work/hansen.shtml>

日本ハンセン病学会

<http://www.hansen-gakkai.jp/>

「ハンセン病の向こう側」 発行日/令和2年1月 発行/厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話(03)5253-1111 URL:<http://www.mhlw.go.jp/>

